

令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項

(趣旨)

- 第1条 茨城県(以下「県」という。)は、県内のLPガス利用世帯の負担を軽減するため、LPガス販売事業者(以下「販売事業者」という。)が行った料金値引きの値引き原資に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、当該支援金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。
- 2 前項に係る事務は、県から事業を委託された「LP支援事務局」(以下「事務局」という。)が行う。ただし、支援金の交付については県が行うものとする。

(交付の対象及び支援金の額)

- 第2条 交付の対象となる事業は、販売事業者が行うLPガス料金の負担軽減に資する事業(以下「支援事業」という。)とし、支援金交付の対象として知事が認める経費(以下「支援対象経費」という。)は、支援事業による値引き原資及び支援事業実施のための経費とする。
- 2 支援金の額は、次の表に定めるとおりとする。

支援対象経費	支援金の額
値引き原資	400円×世帯数 (各世帯1回のみ)
支援事業実施のための経費	50円×世帯数 (下限額は5千円とし、上限額は5万円とする)

(支援対象者)

- 第3条 支援金の交付対象者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる者とする。
- (1) LPガスを販売する事業者であること。
- 2 支援対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。
- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
- ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要項による支援金の交付を受けていないこと。
- (9) 関係法令や基準等を遵守すること。
- (10) 令和7年(2025年)7月から9月の間に契約している県内の一般消費者を値引きの対象とする
- と
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、支援金の交付をしないものとする。
- (1) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1号又は第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないことと知事が判断する者

(支援金の交付申請)

第4条 販売事業者が支援金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式1)を事務局に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 誓約事項等同意書(別紙)

(2) その他知事又は事務局が必要と認める書類

3 提出期限は別に定める。

(交付額の通知)

第5条 事務局は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正であると認めるときは「交付額通知書」(様式2)にて通知を行う。

2 事務局は、前項の通知に必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第6条 交付額の通知を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、交付額の通知に不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、取下書(様式3)を事務局に提出しなければならない。

(支援事業の経理等)

第7条 支援事業者は、支援事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 支援事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(申請内容の変更等)

第8条 交付額通知後に、支援事業者が支援目的に変更をもたらす事業の実施内容を変更しようとする場合は、変更等の理由の生じた日から30日以内に、変更等申請書(様式4)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 支援事業者は、支援事業が完了(廃止した場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書兼請求書(様式5)を事務局に提出しなければならない。

2 実績報告書兼請求書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 支援(値引き)を行った対象世帯一覧(作成例参照)

(2) その他知事又は事務局が必要と認める書類

3 支援事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、支援金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の通知及び支援金の支払い)

第10条 事務局は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、適正であると認めるときは「交付通知書」(様式6)にて通知を行う。

2 当該報告書の審査後、適正な実績報告と認めた期日から30日以内に指定の口座に支払う。なお、事前の概算払いは行わない。

(支援金の交付条件)

第11条 支援事業者は支援事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 県及び事務局は必要に応じて支援事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することができる。
- 3 県及び事務局は支援事業者が本要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 支援事業者は前3項により支援金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければならない。
- 5 支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 6 支援事業者は支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(不正利用の防止について)

第12条 支援事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附則 この要項は令和7年7月18日から施行(適用)する

別紙

令和 年 月 日

申請者 氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

誓約事項等同意書

次に掲げる全ての要件を満たしています。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) この要項による支援金の交付を受けていないこと
- (9) 関係法令や基準等を遵守すること
- (10) 令和7年（2025年）7月から9月の間に契約している県内の一般消費者を値引きの対象とすること

次に掲げる者に該当しません。

- (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (6) その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

令和 年 月 日

< 支援事業者名 > 殿

L P 支援事務局

令和 7 年度茨城県 L P ガス料金負担軽減事業支援金交付額通知書

令和 7 年度茨城県 L P ガス料金負担軽減事業支援金交付要項（以下「要項」という。）第 5 条の規定により下記のとおり支援金の交付を行うことに決定したので通知いたします。

なお、この通知額は支援金の支払いを確定するものではありません。

記

- 1 支援金交付額 金 円
(交付額内訳：値引き原資分 円＋経費分 円)
- 2 支援金の交付条件
 - (1) 支援事業者は、要項及び令和 7 年度茨城県 L P ガス料金負担軽減事業支援募集要領（以下「要領」という。）に従わなければならない。
 - (2) 要項、要領に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとする。
 - (3) 本支援金の交付額を通知する前において値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはならない。
 - (4) 交付額の通知を受けても、定められた期日までに実績報告書兼請求書等が提出されないと、支援金は交付されない。
 - (5) 支援事業者は、本事業の関係書類を事業終了後 5 年間（令和 12 年度末まで）保存しなければならない。

様式3（第6条関係）

令和 年 月 日

LP支援事務局 殿

（支援事業者） 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金取下書

令和 年 月 日付で交付額の通知があつた令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金について、茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第6条により取り下げます。

取下げの理由	
取下げの原因の生じた年月日	

様式4（第8条関係）

令和 年 月 日

LP支援事務局 殿

（支援事業者） 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金変更等承認申請書

令和 年 月 日付で交付額の通知があつた令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第8条により承認を申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）の生じた年月日	

L P 支援事務局 殿

(支援事業者) 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和7年度茨城県L P ガス料金負担軽減事業支援金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付けで交付額の通知があった支援事業に係る実績について、茨城県L P ガス料金負担軽減事業支援金交付要項第9条により関係書類を添えて次のとおり報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
交付決定額	金 円
請求額	金 円

※ 金額は税抜で記入してください。

<振込先>

下記の□のいずれかに☑を記入してください。

- ①前回事業で利用した口座へ振り込む
- ②振込先を変更する
- ③振込先を登録する(前回事業に参加していない)

(※①を選択した場合、振込先の記入及び通帳の写しの送付は不要。②③を選択した場合、以下振込先欄を記入してください。)

(※前回事業に参加し、①・②どちらにも☑がない場合、①を選択されたものとみなします。)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 通帳のコピー(通帳の表紙及び表紙をめくった見開きページ全体の両方)を添付してください。ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを同封して送付ください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	額確定額

令和 年 月 日

<支援事業者名> 殿

LP支援事務局

令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付通知書

令和7年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項（以下「要項」という。）第10条の規定により下記1のとおり支援金を交付することとしましたので通知いたします。

なお、本通知の日から実際に支援金が振り込まれるまでには若干時間を要しますのでご了承ください。また、今後必要に応じて問合せを行う場合がありますので、下記2の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 支援金交付額 金 円（①+②）
（交付額内訳：①値引き原資分 円 × 世帯
②経費分 円 × 世帯）

2 留意事項

- (1) 事業者は支援対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、令和12年度末まで保管する必要があります。
- (2) 今後、県及びLP支援事務局（以下「事務局」という。）は必要に応じて支援事業者から報告を求め、内容を調査する場合があります。
- (3) 上記(2)の結果、支援事業者が要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行ったことが明らかになった場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
なお、支援金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに速やかに支援金を返還する必要があります。

3 その他

検針票や請求書等に県の支援による値引きの明示をお願いさせていただいたところでございますが、まだ値引きの明示を行っていない事業者につきましては、お手数ではございますが、次回の検針等の際に明示するようお願いいたします。